

武蔵村山市温泉施設運営等検討支援業務委託プロポーザル審査委員会要綱

(設置)

第1条 温泉施設運営等検討支援業務について、当該業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）をプロポーザル方式により選定等するため、武蔵村山市温泉施設運営等検討支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 武蔵村山市温泉施設運営等検討支援業務委託プロポーザル実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員4人で組織する。

2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 協働推進部長
- (2) 委員 企画財政部企画政策課長、同部企画政策課公共施設活用担当課長、協働推進部産業観光課長及び都市整備部施設課長

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協働推進部産業観光課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。